

英国視察報告 2025年11月24日～28日

社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ)

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2
御茶ノ水K&Kビル3F

TEL:(03)5840-5711

FAX:(03)3868-0415

E-mail:issj@issj.org

社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ)

「養子縁組後の相談窓口」の開設

- 2020年12月に開設（日本財団助成）

サービスの特色：児童相談所や他団体による縁組についても相談に応じる

支援内容

- 相談者へのカウンセリングの提供
- ルーツをたどるための「養子縁組記録」の探索
- 【ISSJによる縁組の場合】 本人の希望に応じて養子縁組記録を開示
- 【他団体による縁組の場合】 散逸している記録へのアクセス方法の検討+記録へのアクセス支援
- 生み親、親族への連絡・再会支援



「養子縁組後の相談窓口」通して見えてきた課題

- **相談件数の増加**

⇒ 当事者意識の高まり、相談先の不足

- **多種多様な相談内容**

⇒ 生い立ち整理、戸籍・縁組記録の探索、「藁の上からの養子」など

- **散らばる記録とアクセスへの障壁**

⇒ 記録の散逸、消失、情報量の多寡、黒塗りなど

- **心理的負担や葛藤への対応**

- ・ 保存年限により、養子縁組記録が廃棄され、存在しないこともある。
- ・ 医療機関、児童福祉施設、養子縁組支援（あっせん）機関による養子縁組記録の保管状況はさまざま。
- ・ 施設が閉鎖・廃業してる場合は、養子縁組記録は廃棄され、存在しないこともある。
- ・ 養子縁組記録を開示請求すると、黒塗りされた記録が提示されることもある。

英国の視察に向けて

◆ 目的

養子縁組当事者のルーツ探しに係る支援制度、及び情報開示基準と開示手続きの実践を学ぶ

◆ 視察先の選定のポイント

養子縁組当事者による相談、情報開示請求から開示に至るまでの間に、支援者がどのような手続きを経て、どのような情報を当事者に開示するのか、当事者に対し、どのような配慮をしながら、出自・養子縁組情報を提供しているか、を明らかにする。

英国における養子縁組記録の保管に関する仕組み

• 養子縁組支援機関 – 自治体と民間機関

- 自治体による養子縁組支援機関 (Regional Adoption Agency) は、養子縁組記録を原則100年保管
- 2002年の法改正後、民間の養子縁組支援機関 (Voluntary Adoption Agency) は、養親候補者支援と養子縁組後支援を行い、養子当事者の出自や養子縁組記録を保管しない。

• General Register Office (GRO : 総登録局)

- 市民の出生・死亡・婚姻などの戸籍記録 (市民登録) を管理する政府機関。
- 養子縁組記録にアクセスするための専用の問い合わせフォームや窓口がある。
- 養子縁組記録の種類：出生証明書 (出生当時)、養子縁組証明書、養子縁組の基本情報、養子縁組を審判した裁判所名
- 養子縁組のケース記録 (ケースファイル) はGRO (総登録局) にはなく、養子縁組支援機関が保管。

• 裁判所

- 裁判所記録を原則100年保管
- 相談対応には地域によるばらつきあり。養子縁組支援機関 (自治体・民間機関) が当事者の依頼に基づき、記録開示を交渉することもある。

英国における養子縁組記録の開示に係る流れ

- ① 問い合わせ（養子当事者・生み親、きょうだい、親族など）
- ② General Register Office (GRO：総登録局)・養子縁組支援機関への照会
- ③ 【GRO：総登録局の場合】
出生証明書、養子縁組を審判した裁判所、養子縁組支援機関名などの
養子縁組記録の所在を管理・把握している（養子縁組記録そのものはもたない）。
- 【養子縁組支援機関の場合】
保管している記録をマスキング（黒塗り）し、開示する。
当事者に代わって、裁判所に養子縁組記録の有無を問い合わせる。
当事者をアセスメントし、記録の内容を精査し、法律に基づき、開示範囲を定める。
- ④ Intermediary Service（再会仲介支援）
法律に基づく養子縁組後支援（カウンセリング、再会支援、仲介支援等）を提供する。
民間の支援機関が自治体の委託を受けて実施している。

視察先

名称	役割	サービス概要
Adopt London South (窓口: Adopted Adults)	自治体の養子縁組支援機関 (Regional Adoption Agency)	養子縁組あっせんも行う。成人した養子向けに記録の管理・保管・開示、ポストアダプションサービスを提供している。
Barnardo's (窓口: Making Connection)	民間の養子縁組支援機関 (Voluntary Adoption Agency)	Barnardo'sが運営していた児童養護施設に入所していた子ども、養子となった子どもの記録を保管している。ソーシャルワーカーとアーキビストが在籍し、養子縁組記録の管理・保管・開示だけでなく、養子当事者と生みの親・家族との再会交流支援を提供している。
The London Archives	ロンドン公文書館	1930年から1965年までの養子縁組記録と社会的養護経験者の記録を保管している。記録開示のためにソーシャルワーカーが配置されており、ソーシャルワーカーがアセスメント、マスキング、開示を担当している。
PAC-UK (Post Adoption Centre UK)	養子縁組後の支援機関 再会仲介支援等 (Intermediary Service)	養子縁組当事者へのカウンセリングと再会支援を提供する民間の支援機関。カウンセリング業務については、行政機関からの委託も受けている。養子当事者、生みの親支援の他、支援者を対象とする研修・トレーニングも行っている。
Foundling Museum	民間博物館	18世紀に設立された英国初の児童福祉施設「捨て子養育院 (Foundling Hospital)」の歴史と社会貢献した芸術家たちの活動を紹介する博物館。
National Archives	国立公文書館	家族史 (Family History) のコーナーがあり、戦後の軍関係者の名簿やその他登録簿に関する記録を保管している。来館者の相談に応じ、資料の探索を支援するスタッフが常駐している。
Coram ICA	民間の養子縁組支援機関 (Voluntary Adoption Agency)	国際養子縁組を希望する養親候補者支援を行う。養親候補者向けの研修・トレーニング、ライフストーリーワークなどの支援を提供している。

英国における個人情報保護

- 英国における個人情報：

一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：UK GDPR）とデータ保護法（Data Protection Act 2018：DPA）に規定される。

- 個人情報：識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報（一般データ保護規則4条1号）

- 識別可能な自然人：

特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子等の識別子、または当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的アイデンティティに特有な一つ、もしくは複合的に、直接的または間接的に識別されうるもの。

※要配慮個人情報（日本）に該当する特別カテゴリの個人データ（英国）については、右表参照。

【表1】英国における特別カテゴリの個人データ

人種または民族的出自
政治的意見
宗教的または哲学的信念
労働組合への加盟状況
遺伝的データ
バイOMETリックデータ（本人確認目的）
健康に関するデータ
性生活に関するデータ
性的指向に関するデータ

（参考：「イギリスにおけるアーカイブズへのアクセス方針」阿久津美紀著）

Adopt London South (ALS)

- London市内の4区画（North, South, East, West）のうち、South（南部地域）を統括する養子縁組支援機関。ロンドン市内の複数の自治体が連携して運営。
- **ポストアドプション（養子縁組後）支援業務と特徴**
 - ・ 養子縁組の経験者（18歳以上）に記録を開示
 - ・ ロンドン市内10区と連携して支援を提供
 - ・ 英国の養子縁組機関の中で、最も多くの記録を開示



<https://adoptlondon.org.uk/adopted-adults/>

Adopt London South (ALS)

- **2005/12/30以前の養子縁組ケース支援**

① 養子縁組当事者がALS管轄の10区内に居住し、同10区内で縁組が成立している場合

→ ALSがアセスメントを担当し、当事者と面談しながら、開示する（相談から開示までを一貫対応）。

② 養子縁組当事者がALS管轄の10区外に居住し、同10区内で縁組が成立している場合

→ ALSが出生記録の要約（Birth Summary）と黒塗りの文書作業を行い、当事者が居住する管轄自治体に郵送。

その後、管轄自治体が当事者に開示する。

③ 養子縁組当事者がALS管轄の10区内に居住し、同10区外で縁組が成立している場合

→ ALSが管轄自治体に照会し、当事者の縁組記録を郵送で受取り、当事者に開示する。

- **2005/12/30以降の養子縁組ケース支援の原則と課題**

2002年養子縁組及び児童法（Adoption and Children Act 2002）においては、縁組が成立した自治体が養子縁組当事者の居住地外でも、当事者が居住する自治体が記録開示支援を担う。但し、支援内容と運用については、地域格差あり。

Adopt London South (ALS)

• 相談の流れ

① 受付（相談フォームの提出・同意書・本人確認）

② 出生記録の要約（Birth Summary）の作成

※ソーシャルワーカーが縁組に係る事実＋社会的背景を説明、要約に用いる文言を選定する。

③ 記録の黒塗り（非開示処理）※養子縁組記録と社会的養護記録の開示については別運用

• その他の支援と支援体制（記録の探索・再会支援・人員配置）

当事者グループワーク開催（月1回）、PAC-UKによる無料カウンセリング（6回）

仲介／再会支援：生みの親・家族との段階的接触、リスク評価、対面による面会支援（1回）

記録の探索（移管等による記録の欠落・紛失もある）

支援体制：マネージャー1名・ソーシャルワーカー1名・記録担当1名・独立ソーシャルワーカー（非常勤）5名

取扱件数：2027件（2025年11月時点）

Adopt London South (ALS)

- **出生記録の要約 (Birth Summary)**

ALSソーシャルワーカーが養子縁組に関する記録ファイルを基に開示を目的とする要約を作成する。
記録されている事実だけでなく、当時の社会・経済的背景についても記述する。

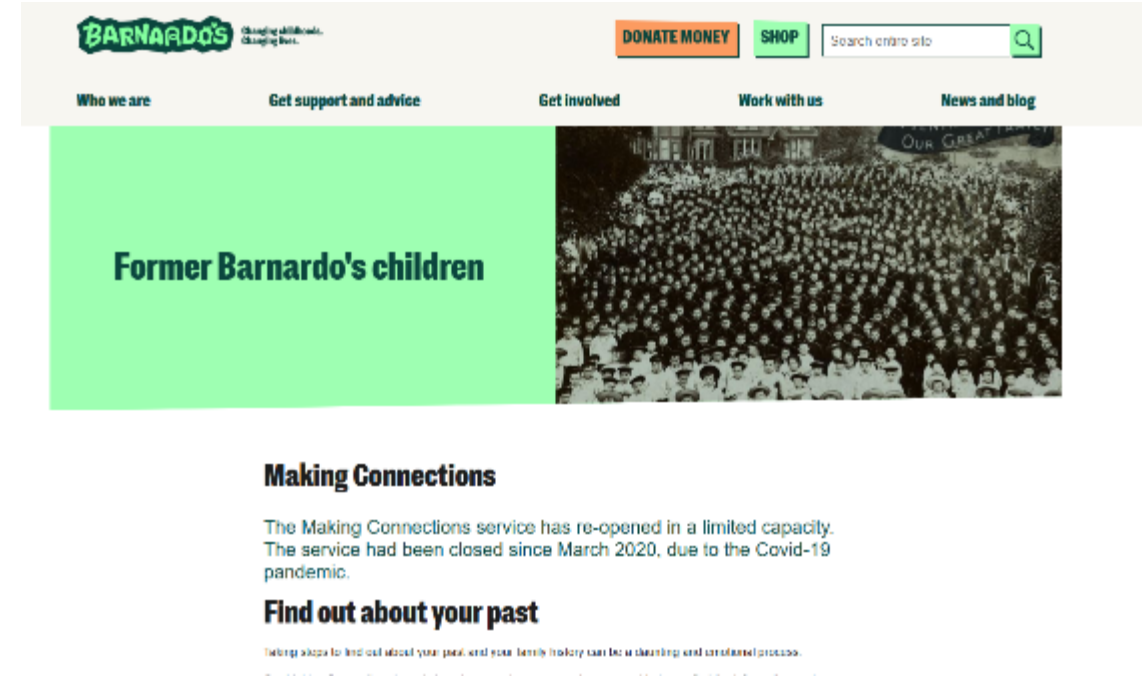
例：「当時は未婚の女性に対する支援が少なく、女性が一人で子どもを育てることが困難であった。」
こうした背景説明の記述は、養子当事者の喪失感やトラウマを強めることのないよう、
文言に配慮しながら、作成する。

Barnardo's (窓口：Making Connection)

アイルランド出身の医師・Thomas Barnardoが設立した児童養護施設。貧困層の子どもへの教育・職業訓練の提供、1880年代後半には「家庭を提供する」活動（現在の里親委託）を展開。

1960年代以降は入所型施設を減らし、里親・養子縁組支援に重点移行。1980年代には最後の児童養護施設を閉鎖。

現在は貧困家庭支援、子どものメンタルヘルス支援、性被害リスク啓発等の活動を実施。



ウェブサイトより抜粋

<https://www.barnardos.org.uk/get-support/services/making-connections>

Barnardo's (窓口：Making Connection)

- 過去にBarnardo's (バーナードス) に保護された者、その子孫、 Barnardo's によって養子縁組された当事者に対する出自記録へのアクセス支援を提供
 - ソーシャルワーカーとアーキビストが連携し、必要に応じて仲介支援、再会支援を提供
- ※ Barnardo's はこれらの支援を養子縁組支援事業の一環として実施している。



Barnardo's は規模の大きな民間の支援機関であり、Making Connectionには専用の事務所がある。

Making Connectionの事務所で保管している記録。
 記録の開示請求にはアーキビストが対応する。
 当事者だけでなく、研究者からの問い合わせにも応じる。

Barnardo's (窓口：Making Connection)

- **相談の流れ（無料／有料）**

- ① 養子当事者：無料

Web問い合わせフォーム→申請→カウンセリング→情報開示→希望に応じて再会支援

- ② 養子の親族・子孫：有料

Web問い合わせフォーム→申請→カウンセリング→情報開示

- **記録の請求・開示、再開支援に係る申請書等**

相談支援を受けるための申請書、同意書はウェブサイトからダウンロードできる

<https://www.barnardos.org.uk/former-barnardos-children>

Barnardo's (窓口：Making Connection)

- ・ **ソーシャルワーカー（常勤3名）**

相談受付から再会支援までの伴走支援を担当。相談者にカウンセリングを行い、記録にアクセスしたい理由、知りたいこと、再会希望の有無などを丁寧に聞き取りながら、相談者の目的を明確化し、レディネス（心理的準備）を整えるための支援を提供する。

- ・ **アーカイブとアーキビスト（常勤1名）**

- ・ 1870年代以降の養子縁組関連の記録を永年保管。記録は個人記録、医療情報だけでなく、政府機関の通知等の社会経済背景を示す資料やフィルムも含む。
- ・ 児童養護施設等の入所施設の記録も保管し、番組制作会社や歴史研究者等からの照会にも応じる。
- ・ 開示請求を受けると、書庫から該当記録を探索し、個人記録＋社会経済背景を示す資料を可能な限り準備する。当事者の記録が欠落している場合は、その説明責任も担う。

The London Archives (TLA)

ロンドン市 (Greater London) に関する歴史的記録や公文書を収集・保存・公開している公文書館。

ロンドンに関するさまざまな記録・資料（書籍・手稿・地図・写真・フィルムを含む）を350万点以上所蔵する。

- ・ 地方自治体の記録
- ・ 裁判記録
- ・ 教会記録（洗礼・結婚など）
- ・ 学校・病院・福祉施設の記録

養子縁組と社会的養護 (in-care) の記録・資料 (1930~1965年分) も取り扱う。

London County CouncilとMiddlesex County Councilのケース記録、ロンドン地区の裁判所から移管された養子縁組記録（一部）を保管する。記録開示担当のソーシャルワーカー（非常勤）を1名配置している。



外観



公文書館内部

The London Archives (TLA)

・ ソーシャルワーカーの配置

一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：UK GDPR）に基づき、養子当事者によるアクセスが保障されている。1975年以前に縁組された養子当事者が記録にアクセスする際にカウンセリングが義務付けられたことから、1996年にソーシャルワーカーが配置された。ソーシャルワーカーの業務は、Intermediary Service（再会仲介支援）に伴う治療的なカウンセリング提供ではなく、記録開示に係る説明と手続き支援が中心である。

・ 開示請求の流れ

- ① 申請フォーム
- ② 本人確認（身分証・氏名変遷の履歴等）
- ③ カウンセリング（対面／オンライン／電話等）
- ④ 記録の電子化と送付（記録の電子化→第三者情報のマスキング→印刷→郵送）
- ⑤ 生みの親や親族との再会支援や長期カウンセリングが必要な場合には、Intermediary Serviceへ橋渡し。

※問い合わせは養子当事者だけでなく、親族・パートナー・支援機関・弁護士・警察等からもある。

The London Archives (TLA)

• 開示の前に

① マスキングの判断

データベースで記録を突合し、開示の可否を判断をした後、下記に基づき第三者情報をマスキングする。

- ・ 一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : UK GDPR)
- ・ データ保護法 (Data Protection Act 2018 : DPA 2018)
- ・ 2002年養子縁組及び児童法 (Adoption and Children Act 2002)

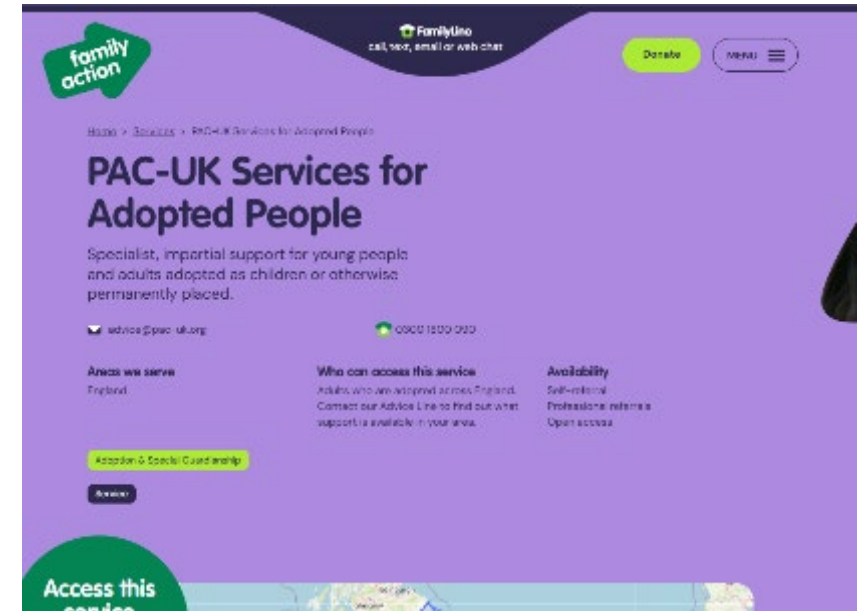
差別的・評価的な表現など「記録作成者の主観」が含まれる箇所については、マスキングするか否かをソーシャルワーカーが判断する。

② 記録が消失している場合

記録が見つからない場合は、当時の保存義務の有無、保存年限、社会経済的背景等を申請者（養子縁組当事者）に説明し、他機関における保管の可能性を案内したり、支援機関等に橋渡しを行う。

• 概要

1987年に設立した養子縁組後の相談支援に特化した民間の支援機関。養子縁組当事者（養子・養親・生みの親）への治療的カウンセリング・セラピー、支援者向け研修会、ワークショップ、再会仲介支援を提供している。



• 自治体からの委託業務

養子縁組当事者向けの支援は、自治体からの委託を受け、各々に必要なサービスを提供している。

South London在住者には、当事者の希望に応じて、治療的カウンセリング（6回）を無料で提供している。

ウェブサイトより抜粋

<https://family-action.org.uk/services/pac-uk-adopted-people-service/>

- **再会仲介支援 (Family Connect)**

生みの家族との再会を望む養子縁組当事者への再会仲介支援は、トレーニングを受けたソーシャルワーカーが担う。再会前後にカウンセリングを実施し、当事者の心理的葛藤の低減に努めている。養子縁組当事者によるピアカウンセリングを提供することもある。

ウェブサイトには、イギリスにおける養子縁組の歴史、生みの家族との再会に向けた心構え、予期される当事者の心理的葛藤、PAC-UKによるサポート体制等が掲載されている。

視察で得た視点

• 法的根拠

下記の法律により、「（養子当事者）本人の記録アクセス権」と「養子縁組支援機関（Adoption Agency）」の開示、支援責任が明確化されている。

- 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：UK GDPR）
- データ保護法（Data Protection Act 2018：DPA 2018）
- 2002年養子縁組及び児童法（Adoption and Children Act 2002）

また、General Register Office（GRO：総登録局）のように、国の照会先が担保されている。

但し、運用、実践には地域差がある。

視察で得た視点

・ソーシャルワーカーの配置

今回の訪問先（Adopt London South, The London Archives, Barnardo 's Making Connections）は、共通して、ソーシャルワーカーが記録開示にあたり、開示手続きにおいて当事者へのアセスメントを実施し、心理的影響に配慮した相談支援を実施している。情報開示プロセスは、記録の質・多寡、保存状況、第三者情報の有無、本人の受け止め方等で必要となる配慮が異なるため、専門職の判断や裁量に委ねられる業務も多い。

・カウンセリングを支える枠組み

開示前のカウンセリング（の利用に関する情報提供を含む）の義務化など、養子縁組当事者への支援制度が整備されている。

また、Intermediary Service（再会仲介支援）が長期の伴走支援を担っており、記録へのアクセス支援を単なる「情報提供」ではなく「継続的な支援を要するプロセス」として位置づけている。

記録のアクセス保障に向けて（提案）

・ 記録管理（永年保存）

児童相談所、民間あっせん機関、児童福祉施設も含めて、養子縁組当事者がいつでも自身の記録にアクセスできるよう長期保存の仕組みをを共通化する。

また、開示手続きの整理、目録の作成、事業所が閉鎖したときの記録の扱い、移管手続き等の実務手順を整える。

・ 情報開示の標準化

「申請→本人確認→同意→第三者情報の開示（非開示）基準の設定→判断基準の透明化→当事者への説明」の基本プロセスを標準化する。

児童相談所および民間あっせん機関を対象とする「養子縁組記録の保管および情報提供に関する運用指針」（仮称）を策定し、自治体による実践の格差解消を目指す。

・ 心理的支援の拡充

当事者のアセスメントと段階的開示に専門職が関与する仕組みをつくる。長期的な伴走支援を担う相談機関（フォスタリング機関、里親支援センター等）が、児童相談所、民間あっせん機関と連携できるような仕組み（財源の助成、支援手続き、ルール等）を整える。養子当事者向けの案内／ガイドブックを作成し、公開する。